

仕 様 書

1 業務名

和歌山県大阪・関西万博関連事業プロモーション等業務

2 業務の目的

和歌山県は、令和7年（2025年）に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催効果を本県にも最大限に波及させ地域活性化につなげるため、関西パビリオン内への和歌山ゾーンの出展、また、和歌山WEEK及び和歌山DAYと位置付けた自治体参加催事等への参加、並びに、県内の空飛ぶクルマ運航実現などに取り組んでいる。

こうした取組を万博会場に限らず、万博を契機に本県の魅力を国内外に発信し、認知度向上を図り、観光誘客の促進やビジネス機会の創出とするため、プロモーション活動を展開していく。

これらの目的のもと、プロモーション等の業務を、より効率的・効果的に実施するため、知識やノウハウ等を持った民間事業者等に委託するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

以下の業務を実施すること。

なお、和歌山ゾーンは、和歌山ゾーン構築総合ディレクターによる総合監修のもと、「大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務」、「大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示設備制作等業務」及び「大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン運営等業務」について委託事業者を選定し、事業を進めているところである。

同様に、自治体参加催事等については「大阪・関西万博 テーマウィーク「和歌山WEEK（仮）」実施運営等業務」を、さらに、空飛ぶクルマに関しては「令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業業務」を、それぞれ委託事業者を選定し、事業を進めているところである。

そのため、本業務の実施に当たっては、県に加え上記各業務受注者等を含む本業務に必要な関係者と十分に協議及び調整すること。

(1) 戦略的広報活動の企画立案業務

会期前、会期中において戦略的な広報活動を実施するために、本県の万博に向けた取組とその目的を踏まえたプロモーション活動方針の企画立案を行うこと。

企画立案に当たっては、現状分析、ターゲット分析、KPI設定などを実施し、①和歌山ゾーンへの誘客②自治体参加催事等への誘客③県内の万博機運醸成の観点は必ず盛り込んだ上、万博全体の広報活動及び関西広域連合の広報活動と連動する効果的な広報戦略を立案すること。

(2) プロモーション活動業務

ア (1)で企画立案した活動方針を踏まえ、プロモーションを展開すること。

なお、具体的なプロモーション手法については企画提案内容を踏まえて受託後に決定する。

イ パブリシティ活動として、波及効果の高いテレビ番組放送、ラジオ、雑誌記事や新聞・WEBニュースなどメディアの個別取材や露出等の誘致活動を行うこと。

(3) 方針及び活動等の見直し業務

(1) (2)の業務について、手法・期間・範囲等の柔軟な見直しによる最適化を図ることとし、効果を計測・分析の上、具体的な手法（和歌山県が別途制作する2025年大阪・関西万博に関する和歌山県のWEBサイトの活用を含む。）について助言及び提案を行うこと。

5 業務打合せ

- (1) 発注者との定例打合せ（月1回程度）を実施し、会議録を作成すること。
- (2) 発注者が必要と判断した場合、定例打合せ以外にも適宜、電話・メール等による対応を行うこと。

6 納品等

(1) 納品物

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| ア | 4(1)に係る広報戦略の活動方針を示した書類（初版） | 1部 |
| イ | 事業実績報告書 | 1部 |

(2) 納期

- | | | |
|---|-------------|--------------------------|
| ア | (1) アに係る成果品 | 令和6年8月末頃（受託後に県と協議の上決定する） |
| イ | (1) イに係る成果品 | 令和7年3月31日 |

(3) 納品先

和歌山県庁万博推進課

〒640-8585和歌山県和歌山市小松原通1-1

TEL：073-441-2702

7 納品物等についての留意事項

- (1) 受注者は、納品物に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
- (2) 本業務実施に伴う納品物及び納品物に使用するため作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
なお、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 納品物に対する責任の範囲

- (1) 受注者は、本業務終了後においても、納品物に契約不適合が発見された場合には、速やかに発注者の指示に基づき、納品物の補正を実施しなければならない。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 納品物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

9 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 業務計画

受注者は、業務の開始にあたっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

(3) 本業務に係る発注者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(4) 再委託について

業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、発注者と協議し、承認を得ること。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

ア 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。

イ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。

ウ 見積書には、提案に係る一切の費用を計上することとする。

エ 受託者は、構築したウェブサイト等広報媒体により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

オ 本業務の実施当たっては、委託者と協議の上、受託者において実施すること。

カ この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受注者が負担すること。

キ 本業務の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、提案すること。

ク 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。

ケ 協賛社による物品提供及び役務提供などがあった場合、相当する委託総額は減額となる。